

17川監公第2号

平成17年1月11日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	舘	健	三
同	奥	宮	京子
同	本	間	悦雄
同	西	村	英二

監査の種別 財政援助団体等監査

監査の対象 財団法人かわさき市民活動センター
(所管課 市民局地域生活部地域生活課)

川崎市信用保証協会
(所管課 経済局産業振興部金融課)

財団法人川崎市産業振興財団
(所管課 経済局産業振興部産業振興課)

財団法人川崎市シルバー人材センター
(所管課 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

財団法人川崎市身体障害者協会
(所管課 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会
(所管課 健康福祉局障害保健福祉部療育福祉課)

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
(所管課 健康福祉局障害保健福祉部療育福祉課)

財団法人川崎市建設技術センター
(所管課 建設局総務部技術監理課)

監査の範囲 平成15年度執行に係る出納その他の事務

監査の期間 平成16年9月21日から
平成16年12月24日まで

監査の結果

今回の監査は、対象団体において経理規程等諸規程は整備されているか、事業成績及び財政状況が適正に決算諸表等に表示されているか、補助金等に係る収支の会計経理は適切に処理されているかなどについて実施した。

監査に当たっては、所管課を含め関係書類の検査を行うとともに、現地を調査し、関係職員から説明を聴取した。

その結果、改善を要すると認められた事項については措置を講じるとともに、対象団体に対して適切に指導監督されたい。

1 財団法人かわさき市民活動センター

財団法人かわさき市民活動センター（以下「市民活動センター」という。）

は、当初財団法人川崎ボランティアセンターとして、昭和57年4月8日に設立され、その後、事業活動の拡充に伴い、平成15年4月1日に改組されている。

市民活動センターは、ボランティア意識の啓発及びボランティア・市民活動の開発を通じ、市民相互の連帯と協調の意識を高めるとともに、市民主権と参加の原則に基づき、ボランティア・市民活動、青少年活動、その他の地域的諸活動への市民の参加を推進援助し、あわせて青少年を健全育成し、もって住みよい文化的な地域社会の確立に寄与することを目的としている。

川崎市は、財団法人川崎ボランティアセンターの設立に際し、当初の基本金1,180万円のうち1,000万円を出捐しており、平成15年度においては、事業の円滑な運営を図るため1億3,021万円余の補助金、こども文化センター及びわくわくプラザ運営等に係る27億9,058万円余の委託料の支出等を行っている。

監査の対象とした事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

2 川崎市信用保証協会

川崎市信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）は、当初は社団法人として昭和23年9月28日に設立され、昭和26年8月1日に財団法人に変更され、その後、昭和29年8月31日に現在の信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく特殊法人として組織変更された。信用保証協会は、中小企業者等のために信用保証業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としている。

川崎市は、社団法人川崎市信用保証協会の設立に際し、当初の基本金50万円を全額出捐したのをはじめとして、これまでに経営基盤の強化、保証枠の拡大を図るため、国の資金供給円滑化信用保証協会基金補助金（以下「基金補助金」という。）及び中小企業金融安定化特別保証制度対応信用保証協会補助金を含め、累計で43億4,020万円余を出捐している。平成15年度においても、基金補助金を含め1億2,865万円余の出捐金、川崎市中小企業融資制度に関する保証料と信用保証協会一般保証料との差額として4億9,714

万円余の補助金の支出等を行っている。

監査の対象とした事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3 財団法人川崎市産業振興財団

財団法人川崎市産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）は、昭和63年4月2日に設立され、高度情報化に対応するため、企業間の情報交流の促進、技術開発及び産業経済に関する調査研究、人材育成等を行うことにより、川崎市内における産業の高度化と、地域産業の振興を図り、もって川崎市の産業経済の発展に寄与することを目的としている。

川崎市は、産業振興財団の設立に際し、基本金1億円を全額出捐しており、平成15年度においては、事業の円滑な運営を図るため3億3,942万円余の補助金、産業振興会館管理等に係る2億2,539万円余の委託料の支出等を行っている。

監査の対象とした事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

4 財団法人川崎市シルバー人材センター

財団法人川崎市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）は、昭和55年8月1日に財団法人川崎市高齢者生きがい事業団として設立され、昭和63年4月1日に財団法人シルバー人材センター川崎市生きがい事業団と改称され、平成5年5月6日に現在の名称に変更された。

シルバー人材センターは、健康で働く意欲を持つ高年齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な業務等に係る就業の機会を確保し、これを組織的に提供することにより、高年齢者の生きがい及び福祉の充実を図り、もって高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

川崎市は、財団法人川崎市高齢者生きがい事業団の設立に際し、当初の基本金1,000万円を全額出捐しており、平成15年度の執行に当たり、シルバー人材センターに対し、事業の円滑な運営を図るため8,806万円余の補助金、事業運転資金として2,500万円の貸付金の支出等を行っている。

監査の対象とした事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

会計規程について

財団法人川崎市シルバー人材センター会計処理規程第11条第3項により、総勘定元帳は、会計伝票及び勘定科目別勘定票をもってこれに代えるとしているが、総勘定元帳は整備されているので、同規程を改正するよう指導されたい。

5 財団法人川崎市身体障害者協会

財団法人川崎市身体障害者協会(以下「身体障害者協会」という。)は、財団法人川崎市身体障害者福祉団体協議会として、昭和59年3月30日に設立され、平成5年10月1日に名称変更された。

身体障害者協会は、川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を実施するとともに、身体障害者の自立更生と福祉向上に寄与することを目的としている。

川崎市は、身体障害者協会の設立に際し、当初の基本金1,200万円のうち1,000万円を出捐しており、平成15年度の執行に当たり、事業の円滑な運営を図るため5,486万円余の補助金、川崎市障害者社会参加推進センター設置運営等に係る8,242万円余の委託料の支出等を行っている。

監査の対象とした事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

(1) 委託事業について

ア 身体障害者のためのコンピュータ基礎研修講座委託契約について見たところ、仕様書が作成されていなかったため、適正な契約事務を行われない。

イ 身体障害者協会は同事業実施に際し、講師を外部に依頼しているが、講師謝礼の基準等を文書で取り決めていなかったため、改善するよう指導されたい。

(2) 監事の選任について

監事2名については、2名とも身体障害者協会からの補助金を交付されている構成団体の会員から選任されていたので、利害関係のない財務に関して専門的知識を有する者を選任するよう指導されたい。

(3) 補助金について

身体障害者協会に対する運営費補助金について見たところ、財団法人川崎市身体障害者協会運営費補助金交付要綱第8条第1項及び第2項に規定されている事業実績報告書が提出されていなかったため、同報告書を提出するよう指導し、同要綱第9条により精算されたい。

6 財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会

財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会(以下「心身障害者地域福祉協会」という。)は、昭和60年4月1日に設立され、地域福祉活動ホームを拡充し、これを拠点として、心身障害者(心身障害児を含む)の社会参加の促進や更生援護に関する事業を行うとともに、地域の福祉活動グループの育成と連携により地域福祉活動の活性化を図り、もって川崎市内に居住する心身障害者とその家族の福祉の向上に寄与することを目的としている。

川崎市は、心身障害者地域福祉協会の設立に際し、基本金1,500万円のうち1,000万円を出捐しており、平成15年度においては、事業の円滑な運営を図るため1億4,359万円余の補助金、障害者ふれあい製品振興事業等に係る2,622万円余の委託料の支出等を行っている。

監査の対象とした事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

(1) 監事の選任について

監事2名については、2名とも心身障害者地域福祉協会からの補助金を交付されている構成団体の会員から選任されていたので、利害関係のない財務に関して専門的知識を有する者を選任するよう指導されたい。

(2) 契約事務について

全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業委託契約について見たところ、仕様書が作成されていない上、完了検査においても帳簿と証拠書類との

突合も行われていなかったもので、適正な契約事務を行われたい。

7 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団(以下「社会福祉事業団」という。)は、昭和61年2月1日に設立され、川崎市社会福祉事業の推進を図り、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

川崎市は、社会福祉事業団の設立に際し、基本金1,000万円を全額出捐しており、平成15年度においては、事業の円滑な運営を図るため6億6,480万円余の補助金、川崎市老人福祉センターの管理運営等に係る5億4,118万円余の委託料、事業運転資金として2億8,454万円余の貸付金の支出等を行っている。

監査の対象とした事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

8 財団法人川崎市建設技術センター

財団法人川崎市建設技術センター(以下「建設技術センター」という。)は、昭和58年1月24日に設立され、人間性豊かな都市を創造するための基盤となる建設技術の向上及び実用化を図るための事業を実施することにより、建設事業の適正な施行を確保し、もって建設業の振興と市民福祉の増進に寄与することを目的としている。

川崎市は、建設技術センターの設立に際し、基本金2,000万円のうち1,000万円を出捐しており、平成15年度の執行に当たり、建設発生土処理事業の円滑な運営を図るため6,008万円余の補助金、土質改良プラントの管理運営に係る1億8,436万円余の委託料の支出等を行っている。

監査の対象とした事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

契約規定の整備について

清掃業務委託等の契約方法について見たところ、見積合せにより処理されていた。

しかしながら、財団法人川崎市建設技術センター経理規程等の諸規程には、随意契約及び競争入札の取扱い、業者選定の方法等の契約事務を処理するための手続が規定されていなかったため、契約に関する規定の整備について指導されたい。